

かめわりざか 犀川野町広小路地区(瓶割坂通り)まちづくり協定

まちづくり計画の名称	犀川野町広小路地区(瓶割坂通り)まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	野町1丁目及び2丁目の各一部(国道157号の犀川大橋から広小路交差点までの沿道)
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.3ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢市中心街に位置し、大正浪漫を感じさせる犀川大橋に隣接するほか、周辺には、西茶屋街や寺町寺院群などの金沢を代表する歴史・文化資源を有している。</p> <p>本まちづくり計画は、香林坊、片町につづく中心商店街としての賑わい創出と、地区のシンボルである犀川大橋と調和した街並みの形成による「浪漫の香り漂うまちなかエントランスの創造」を目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現に向け、地域が主体となり、</p> <ol style="list-style-type: none">(1) まちなかへと続く連続した賑わいの創出(2) 歴史と浪漫を感じさせる近代的街並みの形成(3) 美しく安全な空間を目指し、楽しみながら歩くことのできる町(4) 地域資源をつなぐ散策ネットワークづくり <p>を基本方針として、活かに満ちたまちづくりを推進する。</p>
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号(風俗営業)に掲げる営業の用に供するもの(2) 同法第2条第6項第3号に定める興行場、第4号に定める宿泊休憩施設、第5号に定める性的物品販売業及び貸付業その他これらに類するもの(3) 同法第2条第9項に定める店舗型電話異性紹介業その他これらに類するもの(4) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第2条第1項に定めるラブホテル、その他これらに類するもの(5) 勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの(6) ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設、自動車教習所、畜舎等騒音や悪臭等を発生する恐れのあるもの(7) コンテナ形式のカラオケボックスその他これらに類するもの(8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(ただし、既存のもの使用、建替えはこれを妨げない。)(9) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの(10) 倉庫業を営む倉庫

	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 外壁は、往時のレンガ造りの建築物等を彷彿とさせる意匠及び赤レンガ色から茶系色を基調とした落ち着いた色調となるよう努める。</p> <p>(2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、目隠しや色彩など建築のデザインに取り込む工夫をして、道路から目立たないように配慮する。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等（広告幕、のぼり旗、立看板等の仮設的な広告を含む。）は、地域の景観に配慮した意匠および色彩で、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 点滅灯及び回転灯の類は使用しない。（ただし、安全対策上必要と認められるものは除く。）</p> <p>(2) 野立広告は設置しない。（ただし、管理広告物は除く。）</p> <p>(3) 自家広告以外の電光表示装置は、設置しない。</p> <p>(4) 窓面の内側から広告物等を表示する場合は、壁面の方向ごとに、当該窓面積の5/10以内とする。</p>
	<p>その他</p>	<p>当該区域が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 店舗や飲食店は閉店時や夜間にもウインドウショッピング等ができるような賑わいに貢献するよう工夫する。</p> <p>(2) 個性的で統一感のあるまちづくりを推進するため、事業者は、統一ロゴ<small>のれん</small>の表示された「暖簾」の設置に努める。</p> <p>(3) 自転車の放置や煙草やゴミのポイ捨てをさせないよう管理に努める。</p> <p>(4) 自動販売機を設置する場合には、建築物等と一体とし壁面線から突出しないようにするなど道路の見通しに配慮し、意匠、色彩等街並みとの調和を図るものとする。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める物品およびそれに類する物品の自動販売機は設置してはならない。</p> <p>(5) 定期的に当該区域の美化清掃に努める。</p> <p>(6) 歩道からの段差をなくす等、バリアフリーに努める。</p> <p>(7) 夜間に複数の車両が出入りするおそれのある駐車場について、周辺住民等と協議し、騒音防止対策を講じなければならない。</p>

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成17年12月8日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成29年3月30日に一部変更しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」及び「金沢市用水保全条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。